

## 民間給与の実態把握手法等検討業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

民間給与の実態把握手法等検討業務委託

### 2 業務内容に関する事項

- (1) 事業目的と概要  
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 業務内容  
別紙「仕様書」のとおり  
※仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ、確定する。
- (3) 事業規模（契約上限額）  
金 8,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。以下同じ）
- (4) 契約期間  
契約締結の日から 3 カ月
- (5) 履行場所  
神戸市役所人事委員会事務局調査課（神戸市中央区加納町 6-5-1 1 号館 22 階）
- (6) 費用分担  
受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法  
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。  
なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い  
業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 契約書案  
別紙（頭書及び委託契約約款）参照
- (4) 契約保証金に関する事項  
免除
- (5) その他  
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）及び納税証明書（その 3 の 3）、神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書を提出していること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定

- に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可・認可・免許等を受けていること。
- (7) 国税および地方税に関し、未納の税額がないこと。
- (8) 参加企業の形態に関しては、単独企業のみとする。

## 5 スケジュール

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| (1) 公募開始             | 令和7年7月31日(木)     |
| (2) 参加申請関係書類・質問の提出期限 | 令和7年8月19日(火)     |
| (3) 最終の質問に対する回答      | 令和7年8月22日(金)(予定) |
| (4) 企画提案書の提出期限       | 令和7年9月12日(金)     |
| (5) 提案審査会の開催         | 令和7年9月22日(月)     |
| (6) 選定結果通知           | 令和7年9月下旬(予定)     |
| (7) 契約締結・事業開始        | 令和7年10月上旬(予定)    |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き

#### ア 受付期間・提出方法

- ・令和7年7月31日(木)から令和7年8月19日(火)午後5時まで(必着)
  - ・Eメールまたは持参、郵送による。
- ※持参の場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時の間

#### イ 提出書類

| 書類                               | 備考                                                                                               | 提出方法             |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 参加申込書兼<br>秘密保持誓約書<br>(様式1)       | 本公募参加にあたっての申込と、これに付随する本市から提供する情報の取り扱いに関する誓約書                                                     | 持参<br>Eメール<br>郵送 |
| 会社概要<br>(様式2)                    | 任意様式(サンプルはHP掲載)                                                                                  |                  |
| 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書<br>(様式3) | 法人登記簿、納税証明書は発行日から3か月以内のもの。(いずれも原本)<br>なお、令和6・7年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有する場合、提出不要。(4. 応募資格(2) 参照) |                  |
| 法人登記簿謄本                          |                                                                                                  | 持参<br>郵送         |
| 税務署発行の納税証明書<br>(その3の3)           |                                                                                                  |                  |

### (2) 質問の受付

#### ア 受付期間

令和7年7月31日(木)から令和7年8月19日(火)午後5時まで

#### イ 提出方法

(様式4) 質問票をEメールにより提出。

- ウ 回答 参加者全者に対して、質問後 3 営業日を目途に E メールにより回答する。  
 なお、最終質問に対する回答は 8 月 22 日（金）を期限に回答する。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A 4 版とし、様式・枚数ともに任意とする。

※あわせて「提案の概要」（様式 5）を提出すること。

イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ①本業務に対する考え方、実施方針
- ②提案のセールスポイント
- ③本業務の実施方法、手法等
- ④設定課題に対する解決案または解決手法等
- ⑤本業務にかかる実施体制・支援体制
- ⑥公民問わず統計に関する調査の企画及び設計の受託実績
- ⑦提案見積と積算根拠

※可能な限り詳細な内訳を提示すること。

- ウ 受付期間 令和 7 年 8 月 22 日（金）から令和 7 年 9 月 12 日（金）  
 午後 5 時まで  
 エ 提出方法 E メールによる提出

## 7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

| 審査項目         | 評価基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 配点   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 目的・課題の認識   | ・ 本業務の目的・課題を正しく理解しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 10 点 |
| ② 提案内容・効果    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の民間給与の実態把握手法、公民給与の比較方法を理解した上で新たな手法検討についての全体の取組方針を示しているか。</li> <li>・ 仕様書「3. 事業の目的・概要」で示す課題感を踏まえた上で①市内民間企業の給与実態を現行調査と同等程度の精度で把握する、②毎年継続して効率的に調査を行うことができる、③民間事業者の負担を軽減するという 3 つの観点を反映した企画提案となっているか。</li> <li>・ 統計学に基づいた企画提案となっているか。</li> <li>・ 具体性や実現性を加味した企画提案となっているか。</li> <li>・ 企画提案内容において、本業務の推進に有効で独自の提案があるか。</li> </ul> | 50 点 |
| ③ 工程の計画性・実効性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務を実施するにあたり、有効で建設的な管理・連絡体制が整えられているか。</li> <li>・ 業務内容のスケジュールが具体的かつ合理的なものであるか。</li> <li>・ 調査の企画及び設計を受託又は自ら実施したことがあるなど、本業務を完遂させることが見込めるか。</li> </ul>                                                                                                                                                                           | 20 点 |

|             |                             |       |
|-------------|-----------------------------|-------|
| ④費用         | ・ 10×（最低見積価格÷見積価格）          | 10 点  |
| ⑤地元業者<br>加点 | ・ 神戸市内に本店があるか（支店がある場合は 5 点） | 10 点  |
| 合計          |                             | 100 点 |

※審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「②提案内容・効果」の項目の得点が高い方とする。「提案内容・効果」の項目の得点と同数の場合は、「費用」の項目の点数による。

## （２）選定方法

ア 本企画提案の審査については、民間給与の実態把握手法等検討業務委託選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

（ア）開催日時 令和 7 年 9 月 22 日（月）

（イ）場所 神戸市内（具体的な日時・場所は別途通知する）

（ウ）内容・方法

- ・プレゼンテーションの実施時間は、40 分程度とし、企画提案の説明時間は 20 分以内、質問及びその回答時間は、20 分程度とする。
- ・プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、同席できるのは 2 名までとする。（計 3 名。同席者については必要に応じ Web でのオンライン参加も可能とする）
- ・プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- ・参加者が多数のときは、提出された企画提案書を事前審査し、プレゼンテーション審査へ進める参加者を選定する場合がある。
- ・プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書だけではわかりにくい部分を補足するために行うものであって、既提出の企画提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。
- ・プレゼンテーションを円滑に進めるために、資料を配布することは認めるが、企画提案書と異なり、評価時の正式書類としては扱わない。
- ・プレゼンテーションを円滑に進めるために、企画提案書の内容に係る質問事項を事前に送付する場合がある。
- ・プレゼンテーションに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・提案者が 1 者の場合でも当該プロポーザルは成立するものとする。
- ・大型モニター等については、本市が用意する。なお、その他の物を使用する場合は、事前に神戸市人事委員会事務局調査課まで連絡すること。

## （３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書等は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書等は返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の企画提案書等の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 現行の調査に関する資料については、参加申請後の提供とする。

※資料が必要な場合は、参加申請手続きの際にあわせて任意の様式で申請ください。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館22階

神戸市人事委員会事務局調査課

担当：上谷

電話：078-322-5822

メール：[jinjiiinkai\\_kyuuyo@city.kobe.lg.jp](mailto:jinjiiinkai_kyuuyo@city.kobe.lg.jp)